

JETRO

**日本貿易振興機構（ジェトロ）
中小企業等海外侵害対策支援事業**

2026年7月30日

目次

中小企業等海外侵害対策支援事業について

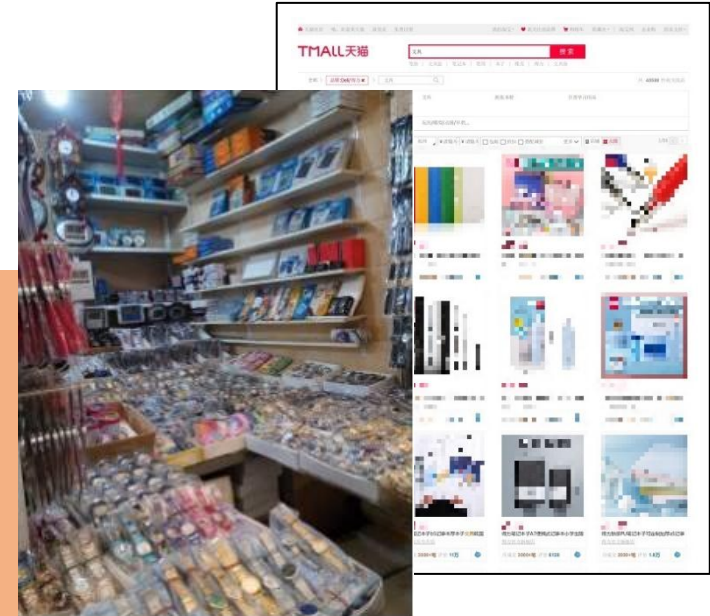
1. 模倣品対策支援事業（サポート型およびセルフ型）
2. 抜け駆け商標無効・取消係争支援事業
3. 防衛型侵害対策支援事業

1. 模倣品対策支援事業 (サポート型およびセルフ型)

1. 模倣品対策支援事業

海外のECサイトや市場、実店舗などで
自社産業財産権を侵害している模倣品が
販売等されているのを発見

- 1 模倣品製造元や流通経路特定のための調査
 - 2 模倣品業者に対する警告、行政摘発、取締り
 - 3 税関登録、税関差止め請求
 - 4 模倣品が販売されているウェブサイトの削除
 - 5 海外代理人費用
- 等



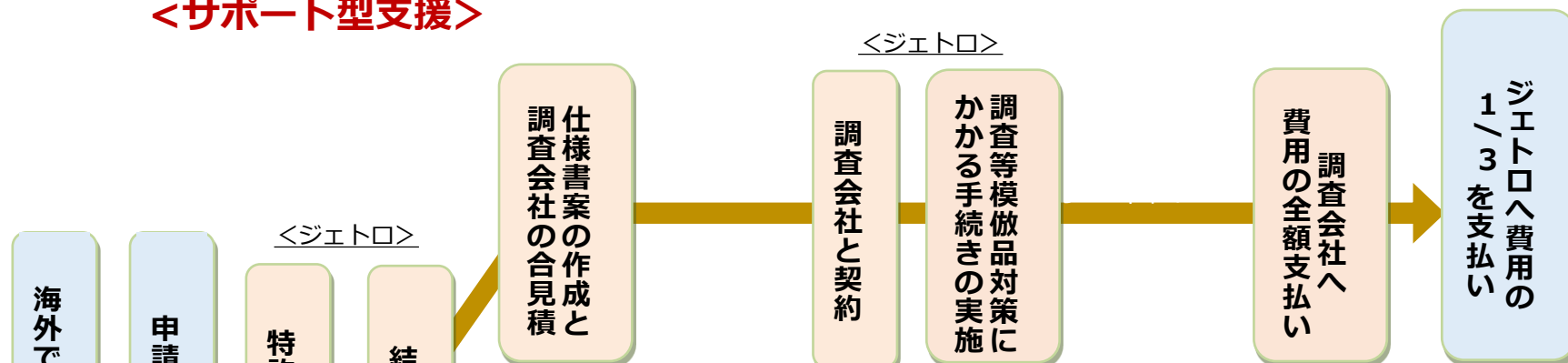
にかかった費用総額の2/3（上限額：400万円）を
助成します。

※国・地域によっては実施できない可能性もございます。

1. 模倣品対策支援事業

サポート型とセルフ型の2種類から選択

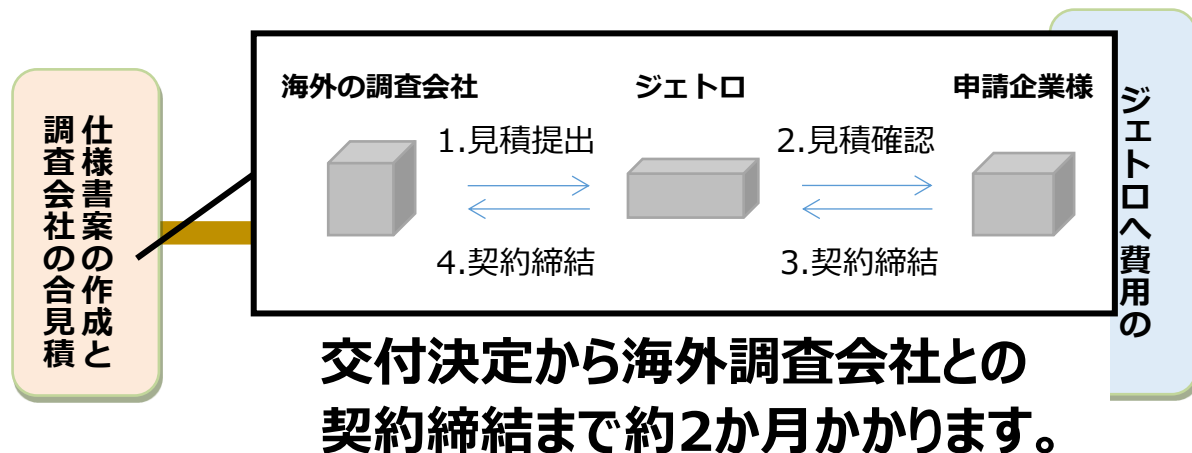
<サポート型支援>



<セルフ型支援>

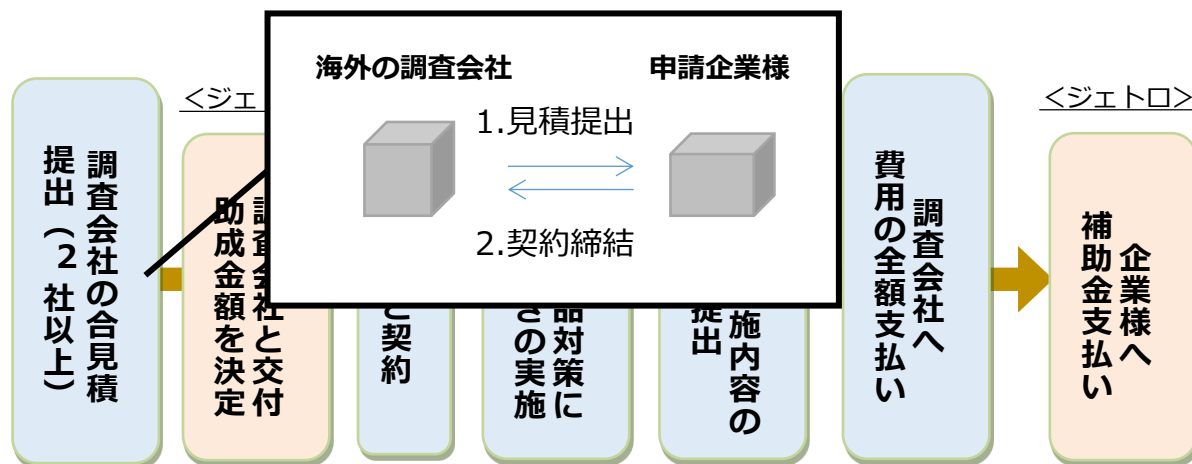
1. 模倣品対策支援事業

<サポート型支援>



※交付決定から翌年
2月28日までに発生した
申請に基づいた費用が
助成の対象

<セルフ型支援>



※交付決定から翌年
1月15日までに発生した
申請に基づいた費用が
助成の対象

1. 模倣品対策支援事業

対象国で登録されている自社の**産業財産権**が

（特許・意匠権・商標権・実用新案権）

侵害されている証拠が必要

著作権は対象外

例：製品サンプル、写真、取引伝票、カタログ、侵害品を掲載したウェブ画面

+

具体的にどのように侵害されているのかを把握するため、

正規品（自社産業財産権）との比較表 も

申請書と一緒にご提出をお願いします。

2. 抜け駆け商標無効・取消係争 支援事業

2. 抜け駆け商標無効・取消係争支援事業

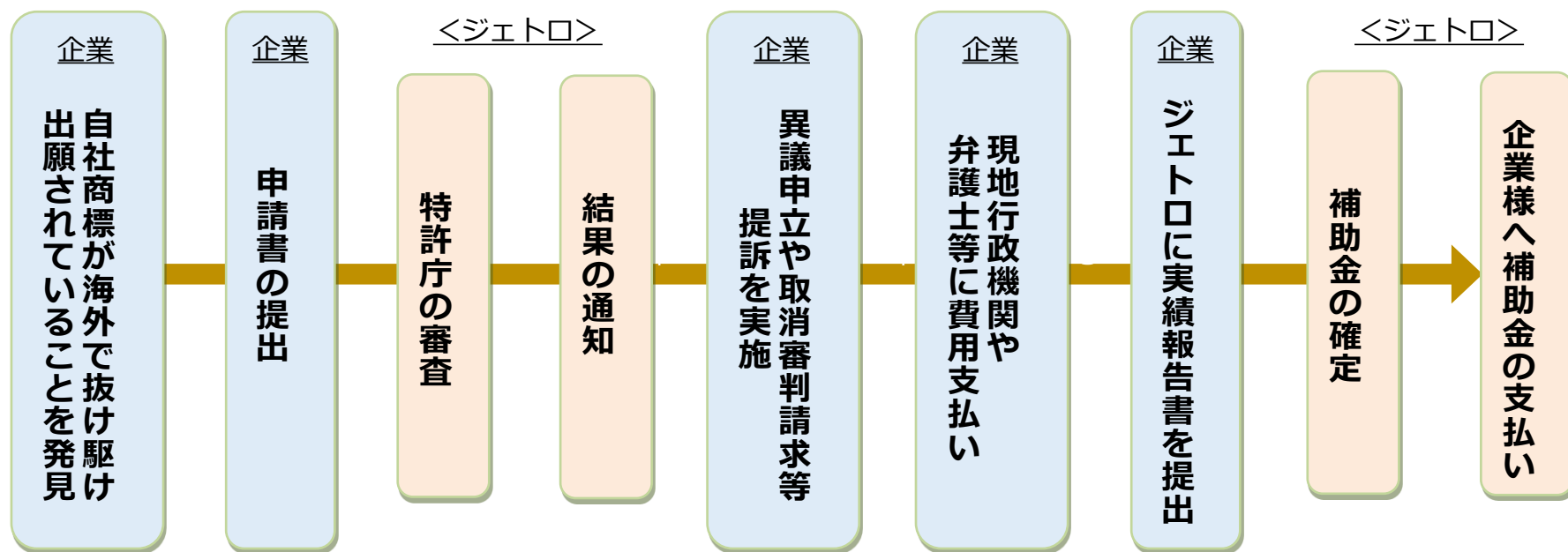
国内登録商標を海外で悪意のある第三者に商標出願／登録されてしまった

例) 海外で国内商標と同じ文字（図形）、同じ指定商品／役務で出願したころ、先に登録されていたため自社出願が拒絶された。

- 1 抜け駆け商標を取り消すための手続きにかかる費用
(異議申立、無効審判請求、不使用取消審判請求 等)
- 2 1に要する弁護士・弁理士等の代理人費用
(和解金・損害賠償金・代理人への成功報酬を除く) 等

にかかった費用総額の2/3（上限額：500万円）を助成します。

2. 抜け駆け商標無効・取消係争支援事業



※交付決定から翌年1月15日までに発生した
申請に基づいた費用が助成の対象

2. 抜け駆け商標無効・取消係争支援事業

既に係争中の案件もご申請頂けます。

例) 申請前に異議申立てを行ったが、証拠補充にかかる費用を助成希望（中国）

異議申立てが認められず、無効審判請求や不使用取消請求にかかる費用を助成希望

→交付決定後に行われる手続きであれば、申請の対象です。

申請は各年度1回のみですが、翌年度以降も申請可能

例) 2025年度事業に無効審判請求にかかる費用の助成を申請、交付採択。

無効取消が認められたが抜け駆け商標権利者が不服を申し立てたため、係争が継続。

→2026年度以降の本事業に申請頂けます。（上限額は500万円ー過去交付額）

抜け駆け出願/登録された国内自社商標は1申請者につき1商標に限りますが、複数国にまたがる場合は同時に申請可能

例) 国内商標A（第〇類）をX国、Y国、Z国に出願登録された→すべて申請可能

国内商標A（第〇類）をX国に、自社国内商標B（第〇類）をY国に出願登録された

→どちらかのみを申請頂けます。

2. 抜け駆け商標無効・取消係争支援事業

支援の対象・要件

抜け駆け商標と自社国内商標が同一または類似であること

標章（名称/マーク/ロゴ）が同じでも、指定商品/役務が同一・類似でない場合は、支援の対象外となります。

例)

自社国内登録商標
JETRO
指定商品または指定役務
第30類 せんべい



標章は同一だが、
指定商品/役務が
同一・類似ではない



支援対象外

中国抜け駆け商標
JETRO
指定商品または指定役務
第35類 広告

3. 防衛型侵害対策支援事業

3. 防衛型侵害対策支援事業

悪意のある権利者から警告状が届いたり、訴えを提起された

- 抜け駆け出願等で産業財産権を先取りした海外企業から訴えられてしまった
- 無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、海外企業から権利侵害を主張された
- 産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業から権利侵害で訴えられてしまった

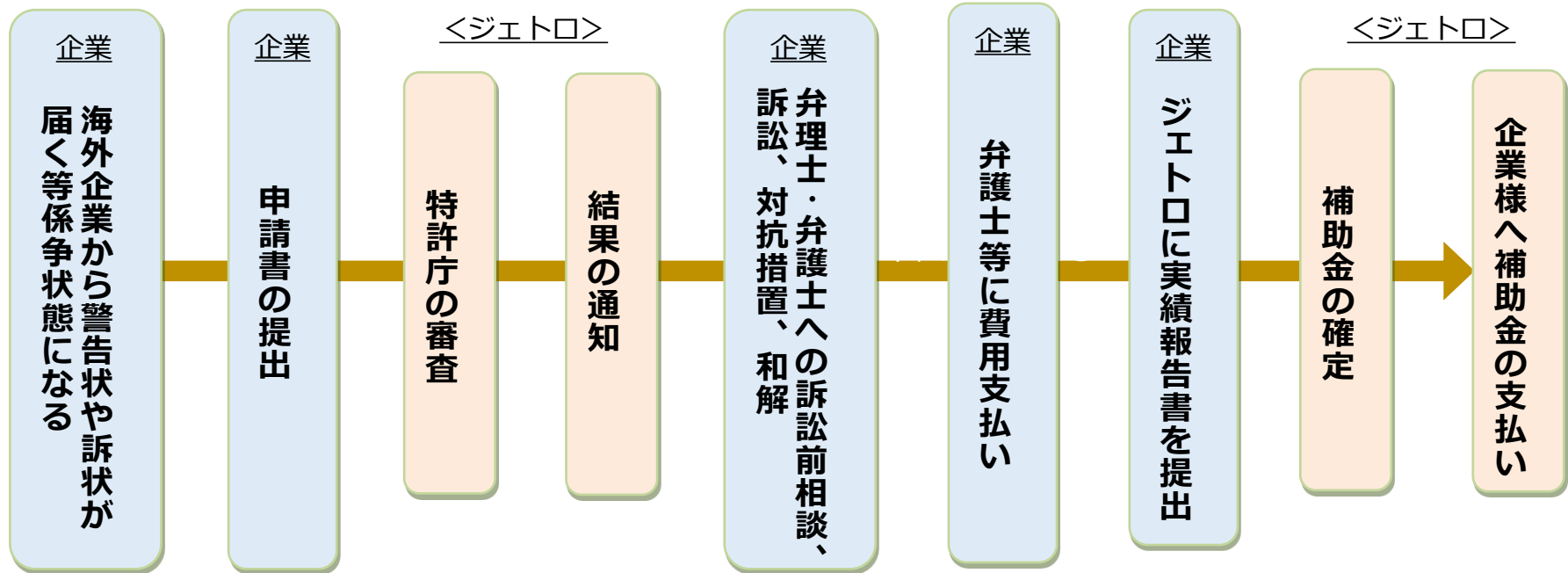
1 弁護士・弁理士への相談等訴訟前費用（国内外）

2 訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用

（損害賠償金・代理人への成功報酬を除く） 等

にかかった費用総額の2/3（上限額：500万円）を助成します。

3. 防衛型侵害対策支援事業



※交付決定から翌年1月15日までに発生した
申請に基づいた費用が助成の対象

3. 防衛型侵害対策支援事業

警告や差止めを受ける等権利侵害の訴えを起こされ、
それに対する対抗措置として**抜け駆け商標を取り消す場合は、**
防衛型侵害対策支援事業をご利用頂けます。

+

相手方から**警告を受けた**または**訴えられた**ことを証明するため、
警告状や訴状などの書面もご提出ください。

各支援事業の詳細ページ

JETRO

模倣品対策支援事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/



抜け駆け商標無効・取消係争支援事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



防衛型侵害対策支援事業

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas



お問い合わせ先 : SHINGAI@jetro.go.jp